

東小松川小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この東小松川小学校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければなりません。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めてまいります。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(2013.9.13 公布)、第2条には、いじめについて次のように定義をしています。いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的（身体的な影響・金品をたかられる・隠される・壊される・嫌なことをされる、誹謗中傷等）な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察していきます。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。

3 いじめの理解

（1） いじめに見られる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではありません。周りで、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在です。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位者のものが下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲のものからは見えにくい構造もあります。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、例えば、インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスや携帯メールでのやり取りの中でつくられている関係等についても留意する必要があります。

いじめをどのようにとらえるか

いじめの問題を解決するためには、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」、「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って、子供を観察し、かかわっていくことが大切と考えます。また、「いじめられている」と言えない子供の気持ちや「いじめていると思わない」子供の気持ちを深く理解する必要があります。参考までに教育研究所の「いじめ」と判断するための4つの要件を提示します

＜「いじめ」と判断するための4つの要件＞

① 同一集団への帰属

離脱することに、大きな抵抗や困難があるような集団に帰属する者同士で行われます。

② 加害行為

加害側が意識しているかいないかにかかわらず、身体的または心理的な苦痛を与えることがあります。

③ 被害の発生

身体的又は心理的な苦痛を感じ、しかも苦痛や不安が反復、継続されます。

④ 力関係の差異

対等な関係でない者同士のトラブルは、いじめです。

(参考：いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 H9,5 東京都立教育研究所)

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などが考えられます。たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得ます。

4 いじめの防止等の東小松川小学校での取り組み

【1】いじめへの具体的な対応

① いじめの訴えを誠実に受け止める。② いじめられている子供」を守り、プライドを尊重した指導をする。③ 『いじめている子供』の心理を把握した指導をする。④ 「『いじめ』の周囲の子供」の心理を把握した指導をする。⑤ いじめの様相の変化に留意して継続して観察し指導を続ける。

【2】いじめの未然防止

① ひやかしや悪ふざけを見過ごさない。② ルールを大切にする心を育てる。③ 子供同士が、心のふれあいをもつことができる取り組みを実施する。④ 教師の言動に気を付ける。

【3】学校の組織的な対応

① 訴えや情報に真摯に対応する体制をつくる。

いじめは、重大な人権問題です。日ごろから、研修等を実施し、全教職員の人権についての認識を深め、保護者や地域からの情報を真摯に受け止め、いじめについて迅速に対応できるようにしていきます。

② 校長を中心としたいじめ防止指導体制を確立する。

校長は、いじめの報告を受けたら、直ちに調査を開始し、指導を行うように教師に指示していきます。

【4】教師間の緊密な連携によるいじめ防止

いじめに対して、教師間で緊密に連携を図り、学校全体としていじめの防止・解決にあたることが大切です。いじめさせないために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取り組みを行ないます。特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行っていきます。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関

係を構築する能力を養っていきます。

- ① 道徳教育及び体験活動の充実（心の教育の推進）
- ② 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化
- ③ 児童の人権意識の向上
- ④ 学習指導の充実 ―授業づくりの改善と工夫
- ⑤ スクールカウンセラーによる聞き取り調査
- ⑥ 開かれた学校づくり
- ⑦ インターネット上のいじめ防止

【4】 早期発見・早期対応

① 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制（生活指導部）を整え、いじめを積極的に認知することに努めていきます。

（ア）いじめアンケートの実施

いじめアンケートを年3回のふれあい月間に合わせて毎学期実施します。実施にあたっては、児童が素直に自分の心を吐露しやすい環境をつくっていきます。

常時、「ほっとポスト」の『悩み110番』からも悩みを聞き出せるようにしていきます。

（イ）教育相談体制の充実

スクールカウンセラーや各担任・養護教諭は、定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止めるようにします。

② 早期対応

いじめを認知した場合、次の（Ａ）～（Ｄ）に留意して組織的に迅速かつ適切に対応していきます。

（Ａ）安全確保 （Ｂ）事実確認 （Ｃ）指導・支援・助言 （Ｄ）情報提供 ③ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に教育委員会・警察に相談し、適切に援助を求めます。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに小松川警察署に通報し、連携した対応をとります。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については適宜適切に連絡し、子ども家庭支援センターや、児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜おこなっていきます。

【6】 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会・運営委員会・学級懇談会等の機会に情報交換を行っていきます。

【7】 継続的な指導・支援

「いじめ」対策部会や、外部からスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援します。

またいじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導していきます。さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握していきます。

【8】 重大事態の判断・報告

（1） 重大事態の判断・報告

本校において次のような事態が発生した際は、直ちに適切な対応を行っていきます。

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意します。

◆「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- ① 児童が自殺を企画した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害をおった場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

（2） 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

イ 「いじめ」対策部会が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたります。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行います。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供します。